

事業コード	09010102		政策コード	09	政策名	自然環境					
事業名	廃棄物3R・適正処理推進事業		施策コード	01	施策名	良好な環境の保全					
			指標コード	01	施策目標(指標)名	大気、水、土壌等の環境保全対策の推進					
部局名	生活環境部	課室名	環境整備課	班名	調整・循環型社会推進班	(tel)	1622	担当課長名	高橋 正嘉	担当者名	眞柄 幸治

**評 価 対 象 事 業 の 内 容**

<p>1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>我が国では、従来の環境への負荷が大きい経済社会活動を見直し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成に向けた取組が求められている。国は平成30年に「第四次循環型社会推進基本計画」を策定し、「持続可能な社会づくり」に向けた方針を示して各種取組を進めていることから、これを受けて令和3年3月に本県においても「第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環型社会の形成に向けた各種施策を計画的に実施している。</p>		<p>3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)</p> <p>循環型社会の形成のためには、県民や市町村、民間事業者などが主体となって廃棄物を減らすなどの取組を実践することが重要となる。このため、県が3Rに関する情報や実践方法の普及啓発や広報に努めるとともに、不法投棄や不適正処理の監視活動を行うことなどにより、各主体が廃棄物の3Rや適正な処理に関し、正確な知識と明確な意識を持って自発的に取り組んでいくような社会を目指す。</p> <p>(重点施策推進方針との関係)                      重点事業                      その他事業</p>	
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>本県では県民1人1日当たりのごみ排出量が横ばいであり、産業廃棄物の最終処分量が増加傾向にある。このような課題を解決し、循環型社会を実現するためには、県民、地域団体、NPO等、事業者、市町村などすべての主体が、共通の認識の下に、相互に連携・協力しながら取り組まなければならないことから、効果的な事業を実施していくことが求められている。</p>		<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>事業の実施主体                      県</p> <p>事業の対象者・団体                      県民、産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者等</p> <p>達成のための手段</p> <p>(1)県民、事業者、行政による不法投棄未然防止活動や環境監視員による不法投棄対策の実施(2)廃棄物の3R推進に資する県民向け各種広報・啓発活動の実施(3)産業廃棄物処理業者を対象とした適正処理に係る支援(4)産業廃棄物排出事業者の適正処理を支援する処理業者検索システムの運用(5)災害廃棄物処理体制の整備</p>	
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>ニーズを把握した対象                      受益者                      一般県民 (時期: R03 年 10 月)</p> <p>ニーズの変化の状況                      a 増大した                      b 変わらない                      c 減少した</p> <p>ニーズの把握の方法</p> <p>アンケート調査                      各種委員会及び審議会                      ヒアリング                      インターネット</p> <p>その他の手法 (具体的に)</p> <p>ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>秋田県総合政策審議会ふるさと定着回帰部会提言書において、「地球温暖化が自分たちの生活に密接に関わっていることを啓発すること」など、脱炭素の実現に向けて提言されているほか、SDGsの考え方の広がりやプラスチック資源循環促進法の施行など、循環型社会の形成に向けた機運も高まっている。</p>		<p>5. 昨年度の評価結果等                      継続                      改善                      見直しまたは休廃止</p> <p>評価の内容</p> <p>(一次評価結果) 県民1人1日当たりのごみ排出量が横ばいであること、産業廃棄物の最終処分量が増加傾向にあることから、引き続き、県民や事業者に対して、より分かりやすく、かつ県民等の具体的実践につながるような啓発活動を実施する。また、近年国際的にも問題となっているプラスチックごみについて、環境と経済が好循環する仕組みの構築に向けた県内の実態を調査する。</p> <p>評価に対する対応</p> <p>環境監視員による不当投棄監視の実施や不法投棄未然防止啓発活動を展開したほか、産業廃棄物関連の各種システムの保守及び電子マニフェストの普及推進等により産業廃棄物の適正処理を推進・支援した。また、新聞広告によって3Rに係る普及啓発を行うとともに、プラスチック資源の循環を推進するため、本県における廃プラスチックの3Rの実態等を調査した。</p>	

**6. 事業の全体計画及び財源** 単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画
01	不法投棄未然防止啓発活動事業	官民が一体となった不法投棄ごみ撤去活動により、現状をアピールし未然防止を図る。排出事業者向け講習会を開催し、普及啓発及び適正な処理等指導のための人材育成を行う。	5,860	176	7,522	7,522	7,522	7,522	
02	産業廃棄物適正処理業務システム保守管理費	県内における産業廃棄物の適正処理を推進するため、処理業者に係る許可業務及び情報検索等を迅速かつ円滑に行う目的で運用している情報システムを保守管理する。	3,155	2,677	5,062	5,062	5,062	5,062	
03	産業廃棄物適正処理業務システム改修事業	産業廃棄物処理業者管理のための業者管理システム、排出事業者の情報検索のための業者検索システム、県外産業廃棄物搬入等事務の情報システムの機能強化・改修を実施する。							
04	産業廃棄物適正処理促進普及啓発事業補助金	産業廃棄物処理業者等の意識・技術の向上を図り、産業廃棄物の適正処理、減量化及びリサイクル等の推進に資する研修や広報啓発事業を行う県内の業界団体を支援する。	2,201	2,173	2,500	2,500	2,500	2,500	
05	産業廃棄物実態調査フォローアップ事業	秋田県循環型社会形成推進基本計画に掲げる指標の進捗状況を把握することで、計画目標の達成に向けた進行管理を適切に行うため、県内の産業廃棄物の処理状況等を調査する。		5,148	5,544	5,544	5,544	5,544	
-	-	その他合計	35,785	34,360	26,646	26,646	26,646	26,646	
財源内訳			47,001	44,535	47,274	47,274	47,274	47,274	
国庫補助金									
県債									
その他の			9,110	17,969	13,274	13,274			
産業廃棄物対策基金									
一般財源			37,891	26,566	34,000	34,000	47,274	47,274	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	産業廃棄物最終処分量							指標の種類	
	指標式	県内の産業廃棄物最終処分場で最終処分した産業廃棄物量(単位:t)							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	295,000	393,000	393,000	393,000	393,000	393,000	0		
	実績b	357,000	0	0	0	0	0	0		
	a/b	82.6%	999.9%	999.9%	999.9%	999.9%	999.9%			
	東北及び全国の状況 全国: 9 1 5 万トン(令和元年度)									
データ等の出典 産業廃棄物の排出及び処理状況等(令和元年度速報値 概要版)										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 09月 翌々年度 月										
指標	指標名	一般廃棄物最終処分量							指標の種類	
	指標式	市町村が行うごみ処理事業により最終処分された一般廃棄物の量(単位:t)							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	33,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	0		
	実績b	32,000	0	0	0	0	0	0		
	a/b	103.1%	999.9%	999.9%	999.9%	999.9%	999.9%			
	東北及び全国の状況 全国: 3 6 4 万トン(令和2年度)									
データ等の出典 一般廃棄物処理事業実態調査(令和2年度実績)										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 03月 翌々年度 月										
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										
1次評価									評価結果	
観 点	課題に照らした妥当性	a b c							A B C	
	理由	県民1人1日当たりのごみ排出量や一般廃棄物の最終処分量が横ばいに推移していることから、3Rの推進に向けた取組を引き続き実施する必要がある。								
	住民ニーズに照らした妥当性	a b c								
	理由	カーボンニュートラルやSDGs、プラスチック資源循環促進法の施行など、3Rをはじめとした循環型社会の形成に向けた社会的機運も高まっているため。								
観 点	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担)	a b c							C	
	理由	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの								
理由	廃棄物処理法において、都道府県は市町村が一般廃棄物の減量化や適正な処理等に関する責務を十分に果たすことができるよう技術的な助言に努めること、また、県内における産業廃棄物の状況を把握し適正な処理が行われるよう必要な措置を講じることとされているため。									

1次評価			評価結果
有 効 性 の 観 点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】		A
	指標となる廃棄物最終処分量は、昨年度の実績値の公表が年度末となることから、中間評価時点では不明であり、適用不可となる。なお、最新の一般廃棄物の最終処分量は目標を達成していることから、事業の有効性はありと判断される。		B
			C
効 率 性 の 観 点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 【令和02年度の効果】 / 【令和03年度の決算額】 = (指標) 【令和03年度の効果】 / 【令和02年度の決算額】 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】		A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】		B
	3 Rの普及啓発活動(広告)においては、地元新聞との共同企画とすることで、県単独での広告に比べ40%程度のコスト削減を図った。		C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	県民1人1日当たりのごみ排出量や産業廃棄物の最終処分量が近年横ばいとなっており、全国平均を上回っていることから、引き続き県民や事業者に対して、より分かりやすく、かつ県民等の具体的な実践につながるような啓発活動を実施する。また、循環型社会の形成、ひいては脱炭素社会の実現を目指し、事業者や市町村等を連携しながら、地域特性に応じた環境と経済が好循環する3Rの仕組みづくりを進める。	
2次評価			
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C			
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)	
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)			
政策評価委員会意見			

事業コード	09010103	政策コード	09	政策名	自然環境			
事業名	PCB廃棄物処理対策推進事業	施策コード	01	施策名	良好な環境の保全			
		指標コード	01	施策目標(指標)名	大気、水、土壌等の環境保全対策の推進			
部局名	生活環境部	課室名	環境整備課	班名	廃棄物対策班			
				(tel) 1624	担当課長名	高橋 正嘉	担当者名	伊藤 一男

評価対象事業の内容

<p>1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>PCBは昭和47年に製造が中止されたが、それ以降PCBを含むトランスなどのPCB廃棄物の処理が進まず、長期にわたり処分されていない状況にあることから、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)に基づき、処分期間内の処理完了に向け、確実に適正な処理の推進を図る必要がある。</p>	<p>3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)</p> <p>県内のPCB廃棄物等の保管等に係る状況を把握し、PCB廃棄物等をPCB特措法に定められた期間内に処理する。</p> <p>(重点施策推進方針との関係)      重点事業      その他事業</p>
	<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>事業の実施主体      県</p> <p>事業の対象者・団体      県内電気工作物設置者、事業用建物の所有者、電気工事関係団体、電気保安団体</p> <p>達成のための手段</p> <p>電気事業法に基づく自家用電気工作物設置者(約6,500社)及び昭和52年3月以前に登録された事業用建物(約23,000件)の所有者に対し、保管及び使用状況等に関する実態調査を行うことでPCB廃棄物等の保管事業者等を把握し、立入検査等を通じ早期処理に向けた指導・助言を行う。また、管理者等が存在しない場合は、PCB特措法に基づき県がPCB廃棄物の処分を代執行する。</p>
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>平成28年にPCB特措法が改正され、PCB使用製品に係る措置が新たに設けられたほか、県内の高濃度PCB廃棄物の処分期間は、トランス等が令和4年3月末まで、照明器具安定器等が令和5年3月末まで、低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和9年3月末までと定められた。</p>	
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>ニーズを把握した対象      受益者      一般県民 (時期: R04年 03月)</p> <p>ニーズの変化の状況      a 増大した      b 変わらない      c 減少した</p> <p>ニーズの把握の方法</p> <p>アンケート調査      各種委員会及び審議会      ヒアリング      インターネット</p> <p>その他の手法 (具体的に PCB廃棄物早期処理関係者連絡会)</p> <p>ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>連絡会の場で国や会員自治体からPCB廃棄物の早期処理を求められており、昨年度から大きな変更はない。</p>	<p>5. 昨年度の評価結果等      継続      改善      見直しまたは休廃止</p> <p>評価の内容</p> <p>(一次評価結果) PCB特措法における処分期間の終了が近づく中、事業用建物所有者を対象に、着実に掘り起こし調査を実施し、PCB廃棄物の期間内処理を完了させるため、事業を拡充し取組を加速させる。</p> <p>評価に対する対応</p> <p>PCB廃棄物の適正処理に向けた調査を進めた。</p>

6. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画
02	未処理PCB廃棄物等実態調査事業	電気工作物設置者や事業用建物所有者に対し実態調査を行い、未処理PCB廃棄物及びPCB含有使用製品を保管している事業者を把握するとともに早期処理を指導する。	17,343	23,523	30,869	30,869	30,869	30,869	
03	高濃度PCB廃棄物処理代執行事業	改善命令に従わない者又は処分すべき者を覚知することができない場合に県が高濃度PCB廃棄物を処理する。			12,058	12,058			
財源内訳			17,343	23,523	42,927	42,927	30,869	30,869	
国庫補助金									
県債									
その他の			17,343	23,523	40,723	40,723	30,869	30,869	
一般財源					2,204	2,204			

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	P C B 廃棄物掘り起こし調査進捗率 (%)							指標の種類	
	指標式	~ H30 : 調査済件数 / 電気工作物設置者数 ( 6 , 5 0 1 事業者 ) R04 : 調査済件数 / 事業用建物 ( 2 2 , 9 5 0 件 )							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	80	100	100	0	0	0	0		
	実績b	69	100	0	0	0	0	0		
	b / a	86.3%	100%	0%						
東北及び全国の状況 なし										
データ等の出典 環境整備課調べ										
把握する時期 当該年度中 03月 翌年度 月 翌々年度 月										
指標	指標名								指標の種類	
	指標式								成果指標 業績指標	
	年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	0	0	0	0	0	0	0		
	実績b	0	0	0	0	0	0	0		
	a / b									
東北及び全国の状況										
データ等の出典										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月										
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果 (事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
		B
		C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔令和3年度の効果 / 令和3年度の決算額〕 / 〔令和2年度の効果 / 令和2年度の決算額〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 調査受託者に対する効率的な調査の実施を指導するとともに、管理者等に対する指導又は助言により県の代執行件数を最小限としている。	B
		C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	P C B 特措法における処分期間の終了に向け、事業用建物所有者を対象とした調査を継続するとともに、必要に応じ行政処分等を実施し、P C B 廃棄物の期間内処理の完了を目指す。
2次評価		
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	
必要性の観点	課題に照らした妥当性 a b c 理由 P C B 廃棄物の処分期間である令和3年度末(トランス等)、令和4年度末(安定器等)を見据え、計画的に調査を実施している。	A B C D E
	住民ニーズに照らした妥当性 a b c 理由 処分期間の終了が迫る中、機器所有者が自らP C B使用機器の所有の有無を把握しなければならない。また、管理者等が存在しないP D B廃棄物等が把握されており、住民ニーズは高い。	
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担) a b c 理由 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	
	理由 P C B 特措法では、「県は、県の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物等の状況を把握するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない」とされている。	
政策評価委員会意見		

事業コード	09010112	政策コード	09	政策名	自然環境
事業名	環境保全センター管理運営事業費	施策コード	01	施策名	良好な環境の保全
		指標コード	01	施策目標(指標)名	大気、水、土壌等の環境保全対策の推進
部局名	生活環境部	課室名	環境整備課	班名	廃棄物対策班
			(tel) 1624	担当課長名	高橋 正嘉
				担当者名	伊藤 一男

<b>評 価 対 象 事 業 の 内 容</b>					
1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 当該施設は県が設置した公共の施設であるが、全国的に民間業者による産業廃棄物処理に関するトラブルが頻発しており、住民の不信感、忌避感が強まっていることから、県が関与し適正に管理することにより処分場に対する信頼を確保する必要がある。		3. 事業目的(どういう状態にしたいのか) 県が設置する産業廃棄物最終処分場として適正に維持管理・運営することにより、処分場の安全性に対する県民の信頼を確実なものとするとともに、県内産業廃棄物の適正処理に寄与する。  (重点施策推進方針との関係)      重点事業      その他事業			
1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題 平成29年度以降の産業廃棄物の搬入量は微増で推移しており、特にリサイクルが困難なものの搬入が増えている。今後も県内の中小企業者等から発生する産業廃棄物の適正処理を確保し、処分場周辺の環境を保全するため、維持管理を継続する必要がある。		4. 目的達成のための方法 事業の実施主体      秋田県 事業の対象者・団体      県内の中小企業者等 達成のための手段 指定管理者((一財)秋田県総合公社)に、施設及び設備の維持管理に関する業務及び産業廃棄物の処理に関する業務を委託し、県の指示に基づき、適正な維持管理等を行う。			
2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ニーズを把握した対象      受益者      一般県民 (時期: R03 年 11 月) ニーズの変化の状況      a 増大した      b 変わらない      c 減少した ニーズの把握の方法 アンケート調査      各種委員会及び審議会      ヒアリング      インターネット その他の手法 (具体的に 環境保全センター連絡協議会 ) ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 処分場の適正な維持管理及び処分場周辺の環境整備等について、地元の関係団体、市等で構成する環境保全センター連絡協議会から要望を受けており、それらは昨年度から大きな変化はない。		5. 昨年度の評価結果等      継続      改善      見直しまたは休廃止 評価の内容      (一次評価結果)今後とも産業廃棄物を適正に処理するとともに、処分場周辺の環境を保全するため、総合公社による管理運営を継続する。  評価に対する対応      指定管理者に的確に指示を行いながら、産業廃棄物の適正処理及び環境保全のために、適切な管理運営を行った。			

6. 事業の全体計画及び財源										単位(千円)
順位	事業内訳	左の説明	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画	
01	環境保全センター管理運営費(D区処分場等)	保全センターにおける廃棄物の適正処理や周辺地域の環境保全のための維持管理経費(指定管理料等を含む)	334,677	343,037	467,653	467,653	467,653	467,653		
02	秋田県環境保全センター維持管理基金積立金	保全センターの後年度の維持管理に要する基金積立て	607,726	33	42	42	42	42		
財源内訳		左の説明	942,403	343,070	467,695	467,695	467,695	467,695		
国庫補助金										
県債										
その他		環境保全センター使用料、行政財産使用収入、繰越金、消費税還付金、運用益	942,403	343,070	467,695	467,695	467,695	467,695		
一般財源										

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	処理場の放流処理水の水質基準適合率							指標の種類	
	指標式	水質基準適合率 = 基準適合回数 / 水質測定回数 × 100							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	100	100	100	100	100	0	0	100	
	実績b	99	99	0	0	0	0	0		
	b / a	99%	99%	0%	0%	0%				
東北及び全国の状況 なし										
データ等の出典 委託事業実績報告書										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 04月 翌々年度 月										
指標	指標名								指標の種類	
	指標式								成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	0	0	0	0	0	0	0		
	実績b	0	0	0	0	0	0	0		
	a / b									
東北及び全国の状況										
データ等の出典										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月										

指標を設定することができない場合の効果の把握方法  
 指標を設定することが出来ない理由  
 \_\_\_\_\_  
 見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)  
 \_\_\_\_\_

1次評価			評価結果
観 点	課題に照らした妥当性	a b c	A  B  C
	理由	県内中小企業から排出された多様な産業廃棄物の適正処理の受け皿として、周辺環境を保全しながら適切に運営している。	
	住民ニーズに照らした妥当性	a b c	
	理由	周辺住民や地元市町村から求められている環境放射能モニタリング調査や現地見学会に対応している。	
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担)	a b c	
理由	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの		
理由	条例に基づき県が設置した産業廃棄物処分場であり、設置者として廃棄物処理法に基づき適正に管理する必要がある。		

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A  B  C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 $\left[ \frac{\text{令和03年度の効果}}{\text{令和03年度の決算額}} \right] / \left[ \frac{\text{令和02年度の効果}}{\text{令和02年度の決算額}} \right] = \text{(指標)}$ 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A  B  C
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 設備機器類の効率的な運転などによりコストの縮減に努めている。	
効率性の観点	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	指定管理者に対し、経費削減及び効率的な維持管理を指導しながら、県として適正な維持管理を行い、引き続き産業廃棄物の適正処理と処分場周辺の環境保全に努めていく。
	総合評価	

2次評価		
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
	_____	
	政策評価委員会意見	
	_____	

事業コード	09010113	政策コード	09	政策名	自然環境
事業名	環境保全センター整備事業費	施策コード	01	施策名	良好な環境の保全
		指標コード	01	施策目標(指標)名	大気、水、土壌等の環境保全対策の推進
部局名	生活環境部	課室名	環境整備課	班名	廃棄物対策班
				(tel)	1624
				担当課長名	高橋 正嘉
				担当者名	伊藤 一男
事業年度 平成09年度 ~ 令和99年度					

<p>1 - 1 . 事業実施当初の背景 ( 施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか )</p> <p>秋田県環境保全センターは、県内の中小企業者から排出される産業廃棄物の適正処理を公共の立場で補完することを目的として昭和51年に設置された公共の産業廃棄物最終処分場である。平成29年に整備を開始したD区 期処分場は、令和2年5月から供用を開始した。</p>		<p>3 . 事業目的 ( どういう状態にしたいのか )</p> <p>県が安全で信頼性の高い最終処分場を設置、運営することにより、県内中小企業等の産業廃棄物処理を補完し、産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。</p>	
<p>1 - 2 . 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>今後もセンター周辺の環境保全に配慮しながら、県内の中小企業者等から発生する産業廃棄物の適正処理を確保するため、確実な施設整備及び維持管理を行う必要がある。</p>		<p>4 . 目的達成のための方法</p> <p>事業の実施主体 秋田県</p> <p>事業の対象者・団体 県内の中小企業者等</p> <p>達成のための手段</p> <p>D区分場場の施設整備工事を行うとともに、関連施設 ( 水処理施設、管理棟等 ) の整備を随時行う。</p>	
<p>2 . 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>ニーズを把握した対象 受益者 一般県民 ( 時期 : R03 年 11 月 )</p> <p>ニーズの変化の状況 a 増大した b 変わらない c 減少した</p> <p>ニーズの把握の方法 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット</p> <p>その他の手法 ( 具体的に 使用許可件数及び環境保全センター連絡協議会 )</p> <p>ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>環境保全センターでの埋立量はここ数年微増傾向にあり、中小事業者のニーズは高い。また、地元の関係団体、市等で構成する環境保全センター連絡協議会からは、施設の安全と適正な維持管理に必要な施設の整備・修繕等が求められている。それらは昨年度から大きな変化はない。</p>		<p>5 . 昨年度の評価結果等 継続 改善 見直したまたは休廃止</p> <p>評価の内容</p> <p>( 一次評価結果 ) 県内の中小企業等の産業廃棄物処理を補完し、産業廃棄物の適正処理を推進する施設として、搬入量に応じた埋立の進行管理や維持管理を行うとともに、関連工事を確実に進めることで、安全で信頼性の高い公共関与の産業廃棄物最終処分場を供用する。</p> <p>評価に対する対応</p> <p>既存の処分場について適切に修繕等を実施した。また、新規処分場の整備についても順調に進捗した。</p>	

6 . 事業の全体計画及び財源										単位(千円)	
順位	事業内 記	左 の 説 明	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画		
01	既設処分場整備費	環境保全センターD区分場の施設整備及びA、B、C区分場 ( 埋立終了 ) の維持修繕等	58,072	113,825	140,145	113,825	113,825	113,825	113,825		
02	新規処分場整備費	環境保全センターD区 ( 期 ) 処分場の新規施設整備	1,409,343								
財源内 記			1,467,415	113,825	140,145	113,825	113,825	113,825	113,825		
国庫補助金											
県債			1,327,500								
その他の			139,915	113,825	140,145	113,825	113,825	113,825	113,825		
一般財源			0								

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	施設整備進捗率 (%)							指標の種類	
	指標式	~R2: D区 期処分場整備進捗率 (%) R3R6: D区 期処分場覆土工事進捗率 (%)							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	100	30	60	90	100	0	0	100	
	実績b	100	40	0	0	0	0	0	0	
	b/a	100%	133.3%	0%	0%	0%				
東北及び全国の状況 なし										
データ等の出典 環境整備課調べ										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 04月 翌々年度 月										
指標	指標名								指標の種類	
	指標式								成果指標 業績指標	
	年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	0	0	0	0	0	0	0	0	
	実績b	0	0	0	0	0	0	0	0	
	a/b									
東北及び全国の状況										
データ等の出典										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月										
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
		B
		C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔令和03年度の効果 / 令和02年度の効果〕 = (指標) 〔令和03年度の決算額 / 令和02年度の決算額〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】	B
	産業廃棄物最終処分場の整備事業であり、災害等に耐えうる質の高い施設の整備が必要であることから、コスト縮減は見えにくい。ただし、施設整備の内容に合わせた資材等の市場調査、業者選定を行うなど、コスト縮減に努めている。	C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	県内の中小企業等の産業廃棄物処理を補完し、産業廃棄物の適正処理を推進する施設として、搬入量に応じた埋立の進行管理や維持管理を行うとともに、関連工事を確実に進めることで、安全で信頼性の高い公共関与の産業廃棄物最終処分場を供用する。
2次評価		
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
必要性の観点	課題に照らした妥当性 a b c	
	理由	リサイクルが困難な産業廃棄物の適正処理に対応しており、産業廃棄物の埋立処分は必要不可欠である。
	理由	住民ニーズに照らした妥当性 a b c 県内の中小事業者からの搬入実績があるほか、民間の最終処分場の新規設置に時間が掛かる状況にあり、当最終処分場に対するニーズは高い。また、周辺住民の代表者等で構成する環境保全センター連絡協議会からは周辺環境への影響が少ない安全な施設整備をするよう要望を受けており、環境配慮の面からのニーズも高い。
	理由	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担) a b c 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの
理由	条例に基づき県が設置している施設であり、県内の中小企業等の産業廃棄物処理を補完し、適正処理に寄与している。	政策評価委員会意見



(様式4) 継続事業中間評価調査 ( 令和04 年度実施事業) (事前評価 年 )

評価確定日( 令和04 年 04 月 13 日 )

事業コード	09010101		政策コード	09	政策名	自然環境				
事業名	能代産業廃棄物処理センター環境保全対策費		施策コード	01	施策名	良好な環境の保全				
			指標コード	01	施策目標(指標)名	大気、水、土壌等の環境保全対策の推進				
部局名	生活環境部	課室名	環境整備課	班名	適正処理推進班	(tel) 1625	担当課長名	高橋正嘉	担当者名	桜庭恭司

評価対象事業の内容

1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 能代産業廃棄物処理センターは、能代市浅内地区内において昭和55年から約18万㎡の敷地に最終処分場及び中間処理施設(廃油等の焼却施設)を設置し事業を営んでいたが、昭和62年頃から敷地外で発ガン性の疑いがあるVOC(揮発性有機化合物)を含む汚水の滲出等が見られ、大きな環境問題となった。その後、平成10年12月に未処理の廃棄物や汚水を場内に大量に保有したまま事業者が破産したため、県が事業者に代わって地域の環境保全対策を行う必要があった。	3. 事業目的(どういう状態にしたいのか) 当該処分場からの汚染拡大防止、汚水処理等の維持管理を着実に実施することにより、処分場周辺の環境を保全し、地域住民の不安を解消する。  (重点施策推進方針との関係) 重点事業 その他事業
---	---

1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題 平成17年1月に産廃特措法の適用を受け、国の支援を受けながら継続して環境保全対策を実施してきた。平成25年3月には、平成25年度から34年度(令和4年度)を計画期間とする変更実施計画について環境大臣の同意を得たことから、引き続き国の支援を受けて対策を実施していくこととしている。現在のところ、処分場周辺での新たな環境保全上の支障の発生は見られないものの、処分場内外の水質が安定化するまでの間、汚水処理等の維持管理を続けていく必要がある。平成21年度にVOCの一つである1,4-ジオキサンが、地下水環境基準に追加されたことから、処分場内外から検出されている当該物質の対策を早急に講ずる必要がある。	4. 目的達成のための方法 事業の実施主体 県 事業の対象者・団体 能代産業廃棄物処理センター周辺の住民等 達成のための手段 産廃特措法の「実施計画」に基づく環境保全対策(処分場内外の汚水等の処理など、処分場の適切な維持管理、周辺の地下水や公共用水域、場内の滲出水、地下水等の水質調査)の実施。地元住民、能代市、県による環境保全対策の協議。学識経験者等の専門家による環境保全対策の検討。
---	--

2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ニーズを把握した対象 受益者 一般県民 (時期: R01年 10月) ニーズの変化の状況 a 増大した b 変わらない c 減少した ニーズの把握の方法 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット その他の手法 (具体的に 能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会 ) ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 「県には処分場周辺の環境保全対策を継続実施してもらいたい」、「No. 2処分場に残存している油状物質入りのドラム缶を掘削撤去してもらいたい」などといった要望がよせられており、昨年度から大きな変化はない。	5. 昨年度の評価結果等 継続 改善 見直しまたは休廃止 評価の内容 (一次評価結果)環境保全対策に関する「実施計画」に基づき、「産廃特措法」の適用による国の財政支援を受けた環境保全対策を実施していく。なお、事業の実施にあたっては、環境対策協議会の開催により地元住民の意見を把握し、汚水処理等の維持管理対策や環境保全対策工事を着実に行うとともに、地下水の水質等の状況を把握する。また、環境保全対策に係る経費を増加させることなく、より効率的な手法に変更するなど、コスト削減と対策効果の確保を図る。 評価に対する対応 「実施計画」に基づき、汚水の浄化処理や地下水等の水質監視など、適切な維持管理を行っている。「環境対策協議会」を開催し、地元住民意見を把握するほか、協議を続けている。業務の委託等に際しては競争入札を取り入れるなど、コスト削減に努めた。
--	---

6. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画
01	環境保全対策部会運営費	遮水壁の有効性の調査研究その他環境保全対策に関する検討を行うため、学識経験者で構成する委員会を設置・運営する。	148	303	303	303	303	303	
02	環境対策協議会運営費	能代産業廃棄物処理センターに関する環境保全対策について、地元住民、能代市、秋田県が一体となって協議するため、環境対策協議会を運営する。	171	171	171	171	171	171	
03	特定支障除去等事業費	産廃特措法の「実施計画」に基づく生活環境保全上の支障の除去等の事業などを実施する。	172,262	162,280	162,237	136,900	144,400	131,400	
財源内訳			172,581	162,754	162,711	137,374	144,874	131,874	
国庫補助金			38,379	39,632	46,193				
県債			57,500	59,400	69,200				
その他の									
一般財源			76,702	63,722	47,318	137,374	144,874	131,874	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	公共下水道放流処理水の水質基準適合率							指標の種類	
	指標式	水質基準適合率 = 基準適合回数 / 水質測定回数 × 100							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	100	100	100	100	100	100	100	100	
	実績b	100	100	0	0	0	0	0	0	
	b / a	100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
東北及び全国の状況 なし										
データ等の出典 環境整備課調べ										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 04月 翌々年度 月										
指標	指標名								指標の種類	
	指標式								成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	0	0	0	0	0	0	0	0	
	実績b	0	0	0	0	0	0	0	0	
	a / b									
東北及び全国の状況										
データ等の出典										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月										

指標を設定することができない場合の効果の把握方法									
指標を設定することが出来ない理由									
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)									

1次評価										評価結果		
必要性の観点	課題に照らした妥当性										A B C	
	理由	本事業の実施により、処分場周辺の地下水や沢水の水質について改善が認められ、環境の汚染が防止されていることから、妥当と判断される。							a	b		c
	住民ニーズに照らした妥当性											
	理由	県が適切に処分場の維持管理を行うことが求められており、本事業に対しては一定の評価を得ている。なお、環境保全対策を進めるに当たっては、地域との信頼関係が重要であることから、地元住民の理解が得られるよう、毎年、事業の説明や協議を行っている。							a	b		c
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）											
理由	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの							a	b	c		
事業者の破産等により、周辺環境の汚染対策や処分場の維持管理ができない状態になったことから、県が廃棄物処理法に基づく行政代執行により処分場の維持管理等の環境保全対策を実施しているため、県の関与は妥当である。												

1次評価										評価結果	
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 可 不可										A B C
	a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満										
	【評価への適用不可又はcの場合の理由】										
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可										A B C
	a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9										
	$\left[ \frac{\text{令和03年度の効果}}{\text{令和03年度の決算額}} \right] / \left[ \frac{\text{令和02年度の効果}}{\text{令和02年度の決算額}} \right] = \text{(指標)}$										
	【評価への適用不可又はcの場合の理由】										
総合評価	2 コスト縮減のための取組状況										A B C
	a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない										
	【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 処分場の維持管理については、電気代、薬品代の縮減に努めているほか、業務委託の際には競争入札を取り入れるなど、コスト縮減に努めている。										
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了					処分場周辺地下水等の早期改善や安定化に向け、より効率的、効果的な手法を検討しながら、今後も継続して汚水処理等の環境保全対策を実施する必要がある。					
	2次評価										
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C										A B C
	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了										
	(2次評価対象外)										
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)										
政策評価委員会意見											

事業コード	09010105		政策コード	09	政策名	自然環境				
事業名	有害化学物質等対策事業		施策コード	01	施策名	良好な環境の保全				
			指標コード	01	施策目標(指標)名	大気、水、土壌等の環境保全対策の推進				
部局名	生活環境部	課室名	環境管理課	班名	大気・水質班	(tel) 1603	担当課長名	石川 亨	担当者名	大野 玄靖

**評 価 対 象 事 業 の 内 容**

<p>1 - 1 . 事業実施当初の背景 ( 施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか )</p> <p>産業廃棄物焼却処理施設については、施設の老朽化や不十分な管理による排出基準超過の事例が発生しており、ダイオキシン類及び水銀の適正排出による環境保全と産業廃棄物の適正処理の確保のため、事業者に対する適正な指導を行う必要がある。また、アスベストについては、県民の不安解消と大気環境の保全のため、建築物解体等工事におけるアスベストの適正処理や飛散防止対策を推進する必要がある。</p>	<p>3 . 事業目的 ( どういう状態にしたいのか )</p> <p>産業廃棄物焼却処理施設に対して、排出基準検査を実施するとともに保守管理に関する適切な指導を行うことで、事業者によるダイオキシン類や水銀に係る排出基準の遵守や産業廃棄物の適正処理を図る。吹付けアスベスト等に係る特定粉じん排出等作業の監視や環境中のアスベスト濃度の測定のほか、建築物解体等工事の立入調査を実施し、アスベストの適正処理を推進することにより、県民の安全・安心な生活環境を確保する。</p> <p>(重点施策推進方針との関係)                      重点事業                      その他事業</p>
	<p>4 . 目的達成のための方法</p> <p>事業の実施主体                      県</p> <p>事業の対象者・団体                      事業者 ( 産業廃棄物焼却処理施設、建築物解体等工事等 )</p> <p>達成のための手段</p> <p>産業廃棄物焼却処理事業者への立入による排出基準検査 ( 排出ガス中のダイオキシン類や水銀の分析検査 ) の実施及び保守管理等に関する指導を行う。建築物解体等工事の現場への立入によるアスベスト除去等工事の実施状況の検査、指導及び周辺環境測定を行う。</p>
<p>1 - 2 . 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>水銀については、平成30年4月より産業廃棄物焼却処理施設に排出基準が適用されており、適用から間もないことから、排出基準検査により排出状況を確認していく必要がある。ダイオキシン類については、排出基準検査を実施した際に、保守管理不十分により基準を超過する焼却処理施設がまだ見られる。アスベストについては、大気汚染防止法の改正により、令和3年4月から建築物解体等工事のアスベストの飛散防止対策が強化されている。</p>	
<p>2 . 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>ニーズを把握した対象                      受益者                      一般県民 ( 時期 : R03 年 12 月 )</p> <p>ニーズの変化の状況                      a 増大した                      b 変わらない                      c 減少した</p> <p>ニーズの把握の方法</p> <p>アンケート調査                      各種委員会及び審議会                      ヒアリング                      インターネット</p> <p>その他の手法                      ( 具体的に 産業廃棄物焼却処理施設への排出基準検査等 )</p> <p>ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>ダイオキシン類排出基準検査の結果、基準を超過した産業廃棄物焼却処理施設があったことから、当該事業者に対する指導等が必要な状況にある。また、アスベストに関して県民からの問合せ等もあることから、当該事業の必要性に変化はない。</p>	<p>5 . 昨年度の評価結果等                      継続                      改善                      見直したまたは休廃止</p> <p>評価の内容                      ( 一次評価結果 )</p> <p>評価に対する対応</p>

**6 . 事業の全体計画及び財源** 単位(千円)

順位	事業内訳	左 の 説 明	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画
01	産業廃棄物焼却処理施設ダイオキシン類適正排出指導事業	立入検査による排出ガス中のダイオキシン類測定等を行う。	1,419	1,452	1,716	1,716	1,716	1,716	
02	産業廃棄物焼却処理施設水銀適正排出指導事業	立入検査による排出ガス中の水銀測定等を行う。	537	813	654	654	654	654	
03	アスベスト粉じん飛散防止対策事業	建築物解体等工事について、各地域振興局福祉環境部が立入検査を実施する。また、健康環境センターにおいて、周辺環境の測定を併せて実施する。	399	464	820	820	820	820	
財源内訳			2,355	2,729	3,190	3,190	3,190	3,190	
国庫補助金									
県債									
その他の			2,355	2,729	3,190	3,190	3,190	3,190	
一般財源									

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	産業廃棄物焼却処理施設のダイオキシン類排出基準検査実施件数						指標の種類		
	指標式	排出基準検査実施件数						成果指標 業績指標		
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	0	8	8	0	0	0	0		
	実績b	0	8	0	0	0	0	0		
	b/a		100%	0%						
	東北及び全国の状況 把握できない									
	データ等の出典	ダイオキシン類排出基準検査結果								
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 04月 翌々年度 月									
指標	指標名	産業廃棄物焼却処理施設の水銀排出基準検査実施件数						指標の種類		
	指標式	排出基準検査実施件数						成果指標 業績指標		
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	0	3	2	0	0	0	0		
	実績b	0	3	0	0	0	0	0		
	b/a		100%	0%						
	東北及び全国の状況 把握できない									
	データ等の出典	水銀排出基準検査結果								
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 04月 翌々年度 月									
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										
1次評価									評価結果	
観 点	課題に照らした妥当性	a b c								
	理由	県民の安全・安心な生活環境の確保には、主たる発生源である産業廃棄物焼却処理施設に対する排出基準検査や保守管理状況の確認のほか、建築物解体等工事現場の監視指導を継続して実施していく必要がある。								
	住民ニーズに照らした妥当性	a b c						A		
	理由	令和3年度のダイオキシン類排出基準検査の結果において基準超過する施設が確認されたことや、アスベストに関する県民等からの問い合わせがあることから、住民ニーズには変化はない。								
	関係の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	a b c						B		
理由	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの									
理由	ダイオキシン類対策特別措置法第34条、大気汚染防止法第26条に基づく立入検査の一環として実施するため、県が実施する必要がある。									

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
		B
		C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔令和3年度の効果〕 / 〔令和2年度の効果〕 = (指標) 〔令和3年度の決算額〕 / 〔令和2年度の決算額〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】	B
		C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	令和3年度は、産業廃棄物焼却処理施設に対して、ダイオキシン類や水銀の排出基準検査を実施することにより、施設の適切な管理の指導につなげることができた。また、建築物解体等工事現場の立入調査により、アスベストの飛散防止対策や適正処理を指導することで、県民の安全・安心な生活環境の確保に繋げることができた。
	2次評価	
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	
	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
	政策評価委員会意見	

事業コード	09010106		政策コード	09	政策名	自然環境				
事業名	環境放射能測定事業		施策コード	01	施策名	良好な環境の保全				
			指標コード	01	施策目標(指標)名	大気、水、土壌等の環境保全対策の推進				
部局名	生活環境部	課室名	環境管理課	班名	大気・水質班	(tel) 1603	担当課長名	石川 亨	担当者名	伊東弘毅

<b>評 価 対 象 事 業 の 内 容</b>										
1 - 1 . 事業実施当初の背景 ( 施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか ) 平成23年3月に発生した福島第一原発事故による放射性物質の拡散に対し、大気、土壌などの生活環境や食品等に係る測定を行い、その測定結果を県民に情報提供することにより、県民の安全・安心を確保することが必要である。併せて放射能に関する正しい知識の普及啓発が必要である。										
3 . 事業目的 ( どういう状態にしたいのか ) 生活環境や食品等の放射能測定を継続するとともに、県ウェブサイトを通じてその結果を速やかに情報提供し、県民の安全・安心を確保する。  (重点施策推進方針との関係)                      重点事業                      その他事業										
1 - 2 . 外部環境の変化及び事業推進上の課題 身の回りの放射能に関する県民の関心は高く、測定体制を維持し、引き続き生活環境や食品などの放射能測定結果を県民に提供する必要がある。また、併せて放射能に対する正しい知識の普及啓発が必要である。										
4 . 目的達成のための方法 事業の実施主体                      県 事業の対象者・団体                      県民、事業者 ( 食品、水道、廃棄物、農業等 )、市町村、県 達成のための手段  県内6か所に設置したモニタリングポストでの空間放射線量の常時監視。                      ゲルマニウム半導体検出器による大気、土壌などの生活環境及び食品等の放射能測定。                      サーベイメータによる空間放射線量の測定等。                      県ウェブサイトを活用した放射能測定結果の公表。										
2 . 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ニーズを把握した対象                      受益者                      一般県民 ( 時期 : R01 年 06 月 ) ニーズの変化の状況                      a 増大した                      b 変わらない                      c 減少した ニーズの把握の方法 アンケート調査                      各種委員会及び審議会                      ヒアリング                      インターネット その他の手法                      ( 具体的に 県議会福祉環境委員会 ) ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 「山菜や、イノシシなど、放射能の数値が高いものについてはきちんと自粛要請をさせていただきたい。」という意見が寄せられており、このような県民からの要請については昨年度から大きな変化はない。										
5 . 昨年度の評価結果等                      継続                      改善                      見直または休廃止 評価の内容                      ( 一次評価結果 )                      放射能に対する県民の不安を取り除き、安全・安心の確保のため、事業を継続する必要がある。  評価に対する対応                      モニタリングポストによる常時監視結果は、原子力規制庁のウェブサイトを紹介し、リアルタイムで公表した。また、ゲルマニウム半導体検出器による生活環境や食品に係る放射能測定を実施し、速やかに公表することで県民の安全・安心の確保に努めた。										

6 . 事業の全体計画及び財源												
										単位(千円)		
順位	事業内記	左 の 説 明				02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画
01	環境放射能測定事業	県内の放射能の状況を的確に把握するため、土壌などの生活環境のほか、食品等の放射能測定を行う。				1,083	864	841	841	841	841	
02	環境放射能水準調査研究費	原子力規制委員会の委託によりモニタリングポストによる県内6か所の空間放射線量の測定を行うとともに、ゲルマニウム半導体検出器による生活環境等の放射能測定を行う。				23,321	11,998	20,682	20,682	20,682	20,682	
財源内記		左 の 説 明				24,404	12,862	21,523	21,523	21,523	21,523	
国庫補助金		原子力規制委員会からの環境放射能水準調査業務委託費				23,391	11,993	20,677				
県債												
その他		産業廃棄物対策基金繰入金				969	400	400				
一般財源						44	469	446	21,523	21,523	21,523	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	食品の放射性物質濃度基準達成率(%)							指標の種類	
	指標式	基準値内検体数 / 総検体数							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	100	100	100	100	100	100	100	100	
	実績b	100	100	0	0	0	0	0	0	
	b/a	100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
東北及び全国の状況 なし										
データ等の出典 環境管理課調べ										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 05月 翌々年度 月										
指標	指標名	水道水の放射性物質濃度基準達成率(%)							指標の種類	
	指標式	基準値内検体数 / 総検体数							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	100	100	100	100	100	100	100	100	
	実績b	100	100	0	0	0	0	0	0	
	b/a	100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
東北及び全国の状況 なし										
データ等の出典 環境管理課調べ										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 05月 翌々年度 月										
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										
1次評価									評価結果	
観 点	課題に照らした妥当性	a b c							A B C	
	【理由】	福島原発事故以降の状況を踏まえ、放射能の測定体制の継続が求められている。								
	住民ニーズに照らした妥当性	a b c								
	【理由】	住民に対する測定体制及び情報提供体制は整えられている。								
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担)	a b c								
【理由】	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの									
【理由】	県として、必要な測定を直ちに行える体制を維持し、県民への確かな情報提供を行う必要がある。									

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A B C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔令和3年度の効果 / 令和3年度の決算額〕 / 〔令和2年度の効果 / 令和2年度の決算額〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A B C
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 県民の安全・安心の確保に関わる施策であるため、必要な対策を行いながら、国とも十分に協議しコスト縮減に努めている。令和3年度は各種測定機器の精査を行い、廃棄処分や国へ返還するなどして経費削減を図っている。	A B C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	経済性を計ることは困難であるが、放射能に対する県民の不安を取り除き、安全・安心を確保するため、事業を継続する必要がある。
	2次評価	
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	
	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
	政策評価委員会意見	

事業コード	09010202		政策コード	09	政策名	自然環境				
事業名	田沢湖水質保全事業		施策コード	01	施策名	良好な環境の保全				
			指標コード	02	施策目標(指標)名	八郎湖・十和田湖・田沢湖の水質保全対策の推進				
部局名	生活環境部	課室名	環境管理課	班名	大気・水質班	(tel) 1603	担当課長名	石川 亨	担当者名	藤井 隼

<b>評 価 対 象 事 業 の 内 容</b>										
<p>1 - 1 . 事業実施当初の背景 ( 施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか )</p> <p>田沢湖のpHは、平成元年に国の玉川酸性水中和処理施設が稼働して以降、平成10年頃までは順調に改善したものの、平成14年以降の玉川源泉の酸度上昇により、近年は横ばいで推移している。このため、田沢湖の水質改善に向け、玉川酸性水の中和処理の徹底と知見の蓄積等が必要である。</p>										
<p>3 . 事業目的 ( どういう状態にしたいのか )</p> <p>国と県等が締結した玉川酸性水の中和処理に係る協定に基づき中和処理を継続するとともに、水質改善に向けた知見を蓄積し、田沢湖の水質管理基準であるpH6を確保する。</p> <p>(重点施策推進方針との関係)      重点事業      その他事業</p>										
<p>1 - 2 . 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>田沢湖のpHは、国の中和処理により平成10年には表層で5.7まで回復したが、玉川源泉の酸度上昇により、中和処理を強化したにもかかわらず低下し、平成15年以降、5.0~5.4で推移しており、国と県等が締結した玉川酸性水に係る協定の水質管理基準である6に達していない。他方、平成30年以降、毎年6月頃に仙北市から田沢湖の水質改善に関する要望がある。</p>										
<p>4 . 目的達成のための方法</p> <p>事業の実施主体      国、県、その他関係機関</p> <p>事業の対象者・団体      地域住民及び事業者 ( 農業、漁業、観光、水道等 )</p> <p>達成のための手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玉川酸性水の中和処理を徹底</li> <li>・田沢湖やその流入河川等での水質調査及び中和処理効果の確認</li> <li>・水質改善に向けた知見の蓄積</li> </ul>										
<p>2 . 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>ニーズを把握した対象      受益者      一般県民 ( 時期： R03 年 06 月 )</p> <p>ニーズの変化の状況      a 増大した      b 変わらない      c 減少した</p> <p>ニーズの把握の方法</p> <p>アンケート調査      各種委員会及び審議会      ヒアリング      インターネット</p> <p>その他の手法 ( 具体的に 仙北市要望、新聞報道等 )</p> <p>ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>仙北市から田沢湖の環境再生についての要望や、地域から田沢湖の環境について意見が寄せられており、昨年度から大きな変化は無い。</p>										
<p>5 . 昨年度の評価結果等      継続      改善      見直または休廃止</p> <p>評価の内容</p> <p>(一次評価結果) 令和3年度は、玉川酸性水の中和処理や水質調査を国と連携して行うとともに、中和処理に係る機関による意見交換を実施した。今後も、引き続き、関係機関との意見交換を実施し、施策目標の達成に向け、協働した取組の推進を図る。</p> <p>評価に対する対応</p> <p>国と連携した玉川酸性水の中和処理や水質調査等を継続するとともに、中和処理に係る機関による意見交換を実施した。</p>										

6 . 事業の全体計画及び財源										単位(千円)
順位	事業内訳	左 の 説 明	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画	
01	玉川酸性水中和処理施設維持管理委託事業	国土交通省と締結した「玉川酸性水中和処理施設の維持管理及び費用に関する協定」に基づき、中和処理施設で使用する石灰石の購入費用等の一部を負担する。	69,630	88,303	89,287	89,287	89,287	89,287		
02	田沢湖水質保全対策事業	中和処理後の玉川河川水の水質等を調査する。	2,748	2,204	2,265	2,265	2,265	2,265		
財源内訳			72,378	90,507	91,552	91,552	91,552	91,552		
国庫補助金										
県債										
その他										
一般財源			72,378	90,507	91,552	91,552	91,552	91,552		

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	田沢湖湖心のpH年間平均値							指標の種類	
	指標式	田沢湖湖心のpH年間平均値 (pHは水素イオン濃度に変換して計算)							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	6	6	6	6	6	6	0	6.0	
	実績b	5.3	0	0	0	0	0	0	0	
	b/a	88.3%	0%	0%	0%	0%	0%			
東北及び全国の状況 なし										
データ等の出典 環境管理課調べ										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 06月 翌々年度 月										
指標	指標名								指標の種類	
	指標式								成果指標 業績指標	
	年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	0	0	0	0	0	0	0	0	
	実績b	0	0	0	0	0	0	0	0	
	a/b									
東北及び全国の状況										
データ等の出典										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月										
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果 (事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 令和3年度実績が未確定であるため。また、協定に基づく中和処理を行わない場合は、現状よりも達成率が悪化することが想定され、更なる水質改善に向けて知見の蓄積等が必要であるため。	A B C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 【令和3年度の効果】 / 【令和02年度の効果】 = (指標) 【令和03年度の決算額】 / 【令和02年度の決算額】 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 玉川酸性水の中和処理や水質調査等に係る経費については、毎年度見直ししてコスト縮減に取り組んでいるものの、玉川源泉の酸度が高めで推移していることや労務単価の上昇等により、全体的なコストの縮減はこれ以上困難な状況にある。	B C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	令和3年度は、玉川酸性水の中和処理や水質調査を国と連携して行うとともに、中和処理に係る機関による意見交換を実施した。今後も、引き続き関係機関との意見交換を実施し、施策目標の達成に向け、協働した取組の推進を図る。
2次評価		
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見		



事業コード	09010201		政策コード	09	政策名	自然環境				
事業名	八郎湖「わがみずうみ」創生事業		施策コード	01	施策名	良好な環境の保全				
			指標コード	02	施策目標(指標)名	八郎湖・十和田湖・田沢湖の水質保全対策の推進				
部局名	生活環境部	課室名	環境管理課八郎湖環境対策室	班名	企画・計画推進班	(tel) 1631	担当課長名	石井公人	担当者名	大野進一

**評価対象事業の内容**

<p>1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>八郎湖では、干拓工事が完了した後、富栄養化による水質汚濁が進行し、県として取組が可能なところから水質保全対策を進めていたが、毎年、アオコの発生が見られることもあり、水道水や漁獲された魚の異臭味問題が生じることに加え、全国湖沼水質ランキングでワースト上位に位置する状況であった。このため、平成15年度～17年度に実施した「八郎湖水質浄化シミュレーション事業」の結果を踏まえ、流域9市町村や地域住民等と一体となった総合的な水質保全対策を講じる必要があった。</p> <p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>平成19年度に全国11番目となる「指定湖沼」の指定を受け、20年3月に第1期湖沼水質保全計画を、26年3月に第2期、令和2年3月に第3期計画を策定し、同計画に基づきながら水質保全対策を進めてきた。その間、平成24年度はアオコの異常発生等によりCOD(化学的酸素要求量)年間平均値が上昇し、全国ワースト4位となったものの、その後の水質は概ね横ばいで推移し、アオコの異常発生も起きていない。しかしながら、依然として水質環境基準を達成しておらず、今後も継続的に水質保全対策を推進する必要がある。</p> <p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>ニーズを把握した対象 受益者 一般県民 (時期: R02年 05月)</p> <p>ニーズの変化の状況 a 増大した b 変わらない c 減少した</p> <p>ニーズの把握の方法 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット その他の手法 (具体的に 県議会、市町村、市町村議会、住民からの要望)</p> <p>ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>県と流域市町村で構成されている「八郎湖水質対策連絡協議会」において、市町村長から水質改善に向けた取組の強化を要望されているほか、第3期計画策定に係る住民との意見交換会等の場では、効果的な水質保全対策の推進など、様々な意見が出されており、昨年度から大きな変化はない。</p>	<p>3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)</p> <p>水質汚濁や富栄養化の指標となっているCOD、窒素及びリンの濃度を引き下げ、アオコの発生を抑制し、住民生活への被害や、八郎湖における利水や親水域としての利用に支障が生じないようにする。</p> <p>(重点施策推進方針との関係)      重点事業      その他事業</p> <p>4. 目的達成のための方法</p> <p>事業の実施主体 県</p> <p>事業の対象者・団体 八郎湖流域の住民、市町村、事業者など</p> <p>達成のための手段</p> <p>八郎湖への負荷を抑制する発生源対策や、湖内浄化対策としての高濃度酸素水の供給、アオコ対策など、総合的な水質保全対策を推進していく。また、GNSS直進アシスト田植え機を活用した農地からの負荷抑制対策など、新たな技術を活用した効果的な対策も合わせて検討していく。</p> <p>5. 昨年度の評価結果等      継続      改善      見直または休廃止</p> <p>評価の内容 (一次評価結果) 夏季に降雨が少なく晴天が続いたにもかかわらず、湖心のCOD75%値の目標を達成する見込みであるなど、水質保全の取組が一定の成果をもたらしているものの、依然として「改善」には至っていないため、第3期湖沼水質保全計画(令和元年度策定)に基づき、継続的かつ実効的な対策を推進していく必要がある。</p> <p>評価に対する対応</p> <p>湖沼水質保全計画の目標を達成できるよう、発生源対策やアオコ対策などを継続実施するとともに、汚濁負荷削減対策として中央幹線排水路の濁水対策を実施するなど、八郎湖の再生に向けて各種水質保全対策を実施した。</p>
---	--

**6. 事業の全体計画及び財源** 単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画
01	発生源対策事業	工場・事業場排水の監視指導	888	212	212	212	212	212	212
02	湖内浄化対策事業	西部承水路の流動化促進、湖辺植生回復環境整備	14,042	12,478	22,127	22,127	22,127	22,127	22,127
03	アオコ対策事業	アオコ監視カメラによる監視体制の強化、シルトフェンスによるアオコ遡上防止	11,886	7,637	10,062	10,062	10,062	10,062	10,062
04	調査研究等推進事業	水質環境基準等調査、八郎湖研究会による調査研究等の推進	6,251	6,715	12,768	12,768	12,768	12,768	12,768
05	湖沼水質保全計画推進事業	地域住民等との協働活動等の推進、計画の進行管理等	4,840	3,606	4,421	4,421	4,421	4,421	4,421
08	農地排水負荷削減対策事業	水田からの排水負荷抑制対策、方上地区自然浄化施設の活用、中央幹線排水路の濁水処理実証試験	10,389	9,610	12,921	12,921	12,921	12,921	12,921
財源内訳			48,297	40,258	62,511	62,511	62,511	62,511	62,511
左の説明									
国庫補助金									
県債									
その他の			7,851	11,612	24,335	24,335	24,335	24,335	24,335
産業廃棄物対策基金、環境保全基金、雑入(潟上市負担金)									
一般財源			40,446	28,646	38,176	38,176	38,176	38,176	38,176

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	八郎湖（湖心）におけるCOD75%値						指標の種類		
	指標式	八郎湖（湖心）におけるCOD75%値（化学的酸素要求量＝水質の汚濁状況を示す代表的な指標。国では評価として75%値を使用）						成果指標 業績指標		
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	7.3	7.2	7.2	7.1	7.1	0	0	7.1	
	実績b	6.7	8.1	0	0	0	0	0		
	a / b	109%	88.9%	999.9%	999.9%	999.9%				
東北及び全国の状況なし										
データ等の出典 公共用水域水質測定結果による（速報値。確定は6月。）										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 06月 翌々年度 月										
指標	指標名	八郎湖（東部承水路）におけるCOD75%値						指標の種類		
	指標式	八郎湖（東部承水路）におけるCOD75%値（化学的酸素要求量＝水質の汚濁状況を示す代表的な指標。国では評価として75%値を使用）						成果指標 業績指標		
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	8.8	8.5	8.3	8	7.8	0	0	7.8	
	実績b	9.1	9.5	0	0	0	0	0		
	a / b	96.7%	89.5%	999.9%	999.9%	999.9%				
東北及び全国の状況なし										
データ等の出典 公共用水域水質測定結果による（速報値。確定は6月。）										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 06月 翌々年度 月										
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										
1次評価									評価結果	
観 点	課題に照らした妥当性	a b c								
	理由	八郎湖の水質改善に向けて、第3期湖沼水質保全計画（令和元年度作成）に基づき、県・市町村、関係団体が連携し、継続的に取り組んで行く必要があるため。								
	住民ニーズに照らした妥当性	a b c						A		
	理由	八郎湖の水質は第1期計画期間より改善しているものの、流入河川ではアオコ発生による悪臭被害は依然として見られており、水質改善・アオコ抑制に対する住民ニーズは増大している。						B		
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	a b c						C		
理由	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの									
理由	八郎湖は「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼であるため、県が策定した湖沼水質保全計画による対策を推進する必要がある。									

1次評価			評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】		A
			B
			C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔 令和02年度の効果 / 令和03年度の決算額 〕 / 〔 令和03年度の決算額 / 令和02年度の決算額 〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】		A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】		B
	各種水質調査の頻度や調査地点数、調査項目等を前年度より減らすなど、コスト縮減に取り組んでいるが、全体の予算額と比較すると効果の発現は小さい。		C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	夏季の降雨が少なく、気温も高い状況が続いたことから、湖心のCOD75%値の目標を達成できない見込みであるが、アオコの発生は低いレベルに抑えられており、水質保全の取組は一定の成果をもたらしている。依然として「改善」には至っていないため、第3期湖沼水質保全計画（令和元年度策定）に基づき、継続的かつ実効的な対策を推進していく必要がある。	
	2次評価		
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)	
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
	政策評価委員会意見		

事業コード	09020201		政策コード	09	政策名	自然環境				
事業名	野生鳥獣被害防止対策事業		施策コード	02	施策名	豊かな自然の保全				
			指標コード	02	施策目標(指標)名	野生鳥獣の適正な保護管理と被害対策の推進				
部局名	生活環境部	課室名	自然保護課	班名	鳥獣保護管理班	(tel) 8601613	担当課長名	齋藤寿幸	担当者名	藤原一樹

評価対象事業の内容		事業年度
<p>1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>狩猟者の減少や高齢化により、野生鳥獣の保護管理の担い手である狩猟者が減少している。また、近年、ツキノワグマの生息域拡大に伴う人身被害や、新たに侵入してきたニホンジカ・イノシシの生息域拡大に伴い、農林業被害等の増加が懸念されており、これら被害を及ぼす野生鳥獣(特定鳥獣)の管理対策は喫緊の課題となっている。また、管理の方向性を検討するための基礎資料として、新たな侵入種のモニタリング調査による生態の把握をする必要がある。</p>		平成26年度 ~ 令和99年度
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>中山間地域における人口減少、過疎、高齢化などの社会環境が大きく変化しており、野生鳥獣と人との距離が変わってきている。ニホンジカやイノシシについては、全県で目撃や捕獲が増えており、生息域が拡大している。ニホンザルについては、農林業被害は減少しているものの、新たな加害群が確認され、生息域が拡大している。また、近年は県内に定着するカワウが増加し、水産業被害も顕著になってきている。</p>		
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>ニーズを把握した対象 受益者 一般県民 (時期: R03 年 10 月)</p> <p>ニーズの変化の状況 a 増大した b 変わらない c 減少した</p> <p>ニーズの把握の方法 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット その他の手法 (具体的に 各種合会等における農林水産業関係者の意向把握 )</p> <p>ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>市町村及び農林水産業関係者から、対象鳥獣の適切な管理による被害軽減等を求められており、これらのニーズは昨年度より増加している。</p>		
<p>3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)</p> <p>農林業被害を及ぼす野生鳥獣の個体群管理を実施していくため、基礎データとなる生息状況調査を実施し、科学的データに基づいた捕獲や防除を行うことで、個体群の管理と農林水産業被害の低減を図る。</p> <p>(重点施策推進方針との関係) 重点事業 その他事業</p>		
<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>事業の実施主体 県</p> <p>事業の対象者・団体 県民(一般県民、市町村や農林業関係団体の職員、農林水産業従事者など)</p> <p>達成のための手段</p> <p>ニホンジカ、イノシシの捕獲対象地調査、捕獲事業の実施、効果的な捕獲技術の確立、生息状況及び加害レベルの調査、検討委員会の開催</p>		
<p>5. 昨年度の評価結果等</p> <p>継続 改善 見直しまたは休廃止</p> <p>評価の内容</p> <p>(一次評価結果)中山間地域における過疎・高齢化及び経済活動の縮小に伴う耕作放棄地の増加により、野生鳥獣による人身・生活環境及び農林業被害がますます増大することが懸念されており、適正な野生鳥獣の管理には狩猟者の確保・育成が喫緊の課題である。また、減少傾向にある狩猟者に対し一人あたりの捕獲率を向上させるための技術講習会は継続的に実施する必要がある。今後も現場のニーズや住民の安全・安心を確保するための継続した取組が求められている。</p> <p>評価に対する対応</p> <p>野生鳥獣を適正に管理するため、狩猟の魅力を伝えるフォーラムの開催及び新規狩猟者への狩猟免許等取得支援を実施し担い手の確保に努めているほか、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ・イノシシ)の策定、捕獲技術の向上を目的とした講習会を開催し積極的な捕獲を推進するなど、現場のニーズを踏まえた取組を行った。</p>		

6. 事業の全体計画及び財源		単位(千円)							
順位	事業内訳	左の説明	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画
01	指定管理鳥獣捕獲対策事業	指定管理鳥獣であるニホンジカ・イノシシの県内における分布拡大等を抑制するため、捕獲事業等を実施する。	7,725	6,334	15,289	15,289	15,289	15,289	
04	第二種特定鳥獣管理事業	第二種特定鳥獣であるカワウ、ニホンザル、ニホンカモシカについての管理対策を実施する。	2,898	7,024	3,177	3,177	3,177	3,177	
財源内訳		左の説明	10,623	13,358	18,466	18,466	18,466	18,466	
国庫補助金		指定管理鳥獣捕獲等事業交付金	4,071	8,377	9,665	9,665	9,665	9,665	
県債									
その他の		環境保全基金	2,606						
一般財源			3,946	4,981	8,801	8,801	8,801	8,801	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	狩猟免許受験者申込者数							指標の種類	
	指標式	受験申込者数							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	80	80	80	80	80	80	80	80	
	実績b	132	161	0	0	0	0	0	0	
	b/a	165%	201.3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
	東北及び全国の状況 減少傾向にある									
	データ等の出典	自然保護課								
	把握する時期 当該年度中 03月 翌年度 月 翌々年度 月									
指標	指標名	野生鳥獣保護管理対策検討委員会への報告・検討							指標の種類	
	指標式	検討委員会開催数							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	1	1	1	1	1	1	1	1	
	実績b	2	3	0	0	0	0	0	0	
	b/a	200%	300%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
	東北及び全国の状況 都道府県により異なり単純比較はできない									
	データ等の出典	自然保護課								
	把握する時期 当該年度中 03月 翌年度 月 翌々年度 月									
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										
1次評価									評価結果	
必要 性の 観 点	課題に照らした妥当性	a b c							A  B  C	
	理由	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの管理を進めていくため、特定鳥獣管理計画を策定し生息調査や捕獲圧強化などの対策を進めている。また、新たにカワウに関する特定鳥獣管理計画を策定し、関係者と連携しながら対策を進めていくこととしている。								
	住民ニーズに照らした妥当性	a b c								
	理由	対象鳥獣による農林水産業被害は増加傾向にあり、被害軽減のための野生鳥獣管理のニーズは高まっている。								
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	a b c								
理由	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの									
理由	本事業で対象としている野生鳥獣は県内全域に生息しており、広域的な鳥獣管理は県が行うべきものである。なお、ニホンジカ・イノシシ対策の指定管理鳥獣捕獲等事業の実施主体は原則として都道府県となっている。									

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A  B  C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔 令和03年度の効果 / 令和03年度の決算額 〕 / 〔 令和02年度の効果 / 令和02年度の決算額 〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A  B  C
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 本事業はニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣の管理を通して農林水産業の被害低減を図るものであり、コスト縮減と事業成果の関連は明確ではないが、県林業研究研修センターや国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所と共同で事業実施するなどコスト低減に取り組んでいる。	A  B  C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	本県では中山間地における過疎や高齢化、耕作放棄地の増加などの社会的環境が大きく変化しており、こうした地域における農林水産業被害の低減と野生鳥獣の適正管理を図っていくためには、継続した取組が求められている。
	2次評価	
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	
	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
	政策評価委員会意見	

事業コード	09020202	政策コード	09	政策名	自然環境
事業名	ツキノワグマ被害防止総合対策事業	施策コード	02	施策名	豊かな自然の保全
		指標コード	02	施策目標(指標)名	野生鳥獣の適正な保護管理と被害対策の推進
部局名	生活環境部	課室名	自然保護課	班名	鳥獣保護管理班
				(tel) 1613	担当課長名 齋藤寿幸
					担当者名 藤原一樹

評価対象事業の内容 事業年度 令和03年度 ~ 令和09年度

1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 人間の活動領域の縮小やツキノワグマの生息域拡大に伴い、毎年人身被害が発生しており、令和2年10月には県内はじめてとなる市街地での死亡事故が発生している。また、集落や市街地での目撃情報が多数報告され、県民の安全安心な生活が脅かされており、今後、人身被害の拡大が懸念されているため、被害防止対策を推進していく必要がある。	3. 事業目的 (どのような状態にしたいのか) 本県の野生鳥獣管理共生ビジョンの基本理念である「人とクマが棲み分けしながら共に歩む秋田」を目指すため、クマを寄せ付けない集落ぐるみの体制強化、出没時の対応強化、令和2年度に設置した「ツキノワグマ被害対策支援センター」の機能強化などに取り組み、クマによる被害の防止を図る。  (重点施策推進方針との関係) 重点事業 その他事業
1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題 令和3年度の人身事故発生件数は令和2年度の9件から12件に増えているほか、ツキノワグマの捕獲数も平成30年度以降増加傾向にある。	4. 目的達成のための方法 事業の実施主体 県 事業の対象者・団体 県、市町村、猟友会、県民、関係機関・団体 達成のための手段 クマを寄せ付けない集落ぐるみの対策を指導・支援するほか、市街地出没時の対応強化、各市町村が策定する市街地等対応マニュアルに基づく出没想定訓練の実施、捕獲従事者の育成強化、個体群のモニタリングなど総合的な被害防止対策を推進する。

2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ニーズを把握した対象 受益者 一般県民 (時期: R03年 10月) ニーズの変化の状況 a 増大した b 変わらない c 減少した ニーズの把握の方法 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット その他の手法 (具体的に 県議会及び県内各市町村との意見交換 ) ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 人里での人身被害が増加していることや集落・市街地での出没が多発しているため、クマ対策の強化を求める意見が県議会から出されているほか、被害防止対策に関する県内各市町村との意見交換においてクマ対策の充実を求める声が多数寄せられており、それらは昨年度より増加している。	5. 昨年度の評価結果等 継続 改善 見直しまたは休廃止 評価の内容 評価に対する対応
--	---

6. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)									
順位	事業内訳	左の説明	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画
01	ツキノワグマ被害対策支援センター運営事業	県内におけるクマ被害対策の一層の充実を図るため、課内に設置した「ツキノワグマ被害対策支援センター」の機能を強化する。		6,508	4,206	4,206	4,206	4,206	
02	普及啓発事業	野生鳥獣の被害対策についての県民向けの出前講座等を実施するとともに、普及啓発するため昨年作成した読本を増刷し、県内各小中学校の新1年生に配布する。		2,500	2,650	2,650	2,650	2,650	
03	担い手確保・育成事業	狩猟免許の取得支援や野生鳥獣管理等の研修会を開催し、担い手の確保・育成を図る。		5,684	7,450	7,450	7,450	7,450	
04	人里への出没対策強化事業	クマの人里への出没を未然に防止する対策を強化するほか、市街地出没時など緊急的な事案に迅速に対応するための体制を整備する。			5,374	5,374	5,374	5,374	
財源内訳				14,692	19,680	19,680	19,680	19,680	
国庫補助金	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金			1,234	3,000	3,000	3,000	3,000	
県債									
その他	環境保全基金			2,407	2,557	2,557	2,557	2,557	
一般財源				11,051	14,123	14,123	14,123	14,123	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

指標名	クマによる人身被害者数(人)								指標の種類
指標式	県内におけるクマによる人身被害者数								成果指標 業績指標
年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
目標a	0	0	0	0	0	0	0	0	
実績b	9	12	0	0	0	0	0	0	
a/b									
東北及び全国状況									
データ等の出典	自然保護課調べ								
把握する時期 当該年度中 03月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標名									指標の種類
指標式									成果指標 業績指標
年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当									
指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
目標a	0	0	0	0	0	0	0	0	
実績b	0	0	0	0	0	0	0	0	
a/b									
東北及び全国状況									
データ等の出典									
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標を設定することができない場合の効果の把握方法  
 指標を設定することが出来ない理由  
 \_\_\_\_\_  
 見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)  
 \_\_\_\_\_

1次評価			評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性	a b c	A
	理由	人間の活動領域の縮小やクマの生息域の拡大に伴い、人里周辺での人身被害や集落・市街地での出没が多発していることから、本事業によるクマの管理対策は妥当である。	
	住民ニーズに照らした妥当性	a b c	
	理由	クマに関する出前講座の要望が多く、地域住民などのニーズは多い。	
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担)	a b c	
観点	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの	a b c	C
	民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの		
理由	ツキノワグマをはじめとした野生鳥獣による被害は県全域で発生しており、広域的な観点からの県民の安全安心を確保するための事業としては、県が主体的に実施する必要がある。		

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 目標値が事故件数0であり達成率は算出できない。また、ツキノワグマの生息域が拡大しているほか、人間によるツキノワグマの生息地への入山を完全に禁止することはできないため、事故を永続的になくすことは困難である。	A B C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔令和02年度の効果 / 令和03年度の決算額〕 = (指標) 〔令和03年度の効果 / 令和02年度の決算額〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 本事業はツキノワグマによる被害防止等を図るものであり、コスト縮減の取組と事業成果との関連は明確ではないが、新技術については効果検証を行いながら事業の見直しなどを行っている。	B C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	本県では中山間地における過疎や高齢化、耕作放棄地の増加などの社会的環境が大きく変化しているほか、生息域の拡大により人里周辺でのクマ出没も増えており、ツキノワグマの適正な管理や市街地出没時の対応を進めていくためには継続した取組が必要である。

2次評価		
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見		



7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み											
指標	指標名	素波里園地利用者数						指標の種類			
	指標式	素波里園地利用者数						成果指標 業績指標			
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当										
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度		
	目標a	2,800	3,100	3,400	3,700	4,000	0	0			
	実績b	2,664	7,386	0	0	0	0	0			
	b/a	95.1%	238.3%	0%	0%	0%					
	東北及び全国の状況										
	データ等の出典	指定管理報告書									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 05月 翌々年度 月										
指標	指標名	奥森吉青少年野外活動基地利用者数						指標の種類			
	指標式	奥森吉青少年野外活動基地利用者数（キャンプ場利用者を含む）						成果指標 業績指標			
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当										
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度		
	目標a	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400	0	0			
	実績b	1,302	1,590	0	0	0	0	0			
	b/a	65.1%	75.7%	0%	0%	0%					
	東北及び全国の状況										
	データ等の出典	指定管理報告書									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 05月 翌々年度 月										
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由											
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)											
1次評価											
必要性の観点	課題に照らした妥当性 a b c									A B C	
	理由	新型コロナウイルス感染症の拡大を受けてワーケーション利用者と呼び込むためには、利用施設の改修やワークスペースの設置等による受入環境の整備が必要である。また、整備した受入施設についての情報発信を行う必要がある。									
	理由	住民ニーズに照らした妥当性 a b c リモートワークの需要拡大の機会を捉え、誘客や交流人口の増加を図り、人口減少に対応する必要がある。									
	理由	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担） a b c 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの									
	理由	国定公園や県立自然公園等の県が管理する施設を利用するものであり、県が実施する必要がある。									

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 令和2年度の実績は、当該年度末にかけてリニューアルを実施し、令和3年度から供用開始したものであるため、事業の成果を反映したものではない。令和3年度の実績は、前年度から増加しており、このことから新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から脱しつつあると判断できるものの、感染拡大前の状況までに回復しきれていない。	A B C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔令和3年度の効果 / 令和3年度の決算額〕 / 〔令和2年度の効果 / 令和2年度の決算額〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 事業の実施にあたっては、動画の公開に県のウェブサーバーを使用するなど、効率性を高める取組を取り入れている。	B C
	総合評価 A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了 本事業は令和2年10月から開始され、ウィズ・アフターコロナ時代への対応としての自然公園や自然ふれあい施設におけるワーケーション環境の整備を進めてきている。整備後の施設については令和3年度から利用を開始しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が未だ残っている中、昨今のワーケーション推進の機運の高まりを受け、利用者は着実に増加している。	
2次評価		
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了 (2次評価対象外)	
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
	政策評価委員会意見	